



タマスダレ

# 松風だより

編集発行人  
税理士法人  
**松尾会計**  
税理士 松尾きくゑ  
税理士 村田正和  
税理士 松尾優子  
〒525-0028  
草津市上笠4-33-13  
TEL 077(565)3238  
FAX 077(562)3287  
<https://www.kaikei-home.com/matsuo/>

9月 (長月) SEPTEMBER

15日・敬老の日  
23日・秋分の日

日	14	28	
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	
木	4	18	
金	5	19	
土	6	20	
日	7	21	
月	8	22	
火	9	23	
水	10	24	
木	11	25	
金	12	26	
土	13	27	

## 9月の税務と労務

- 国 税** / 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税** / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日
- 国 税** / 7月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税** / 1月決算法人の中間申告 9月30日



### ワンポイント 新設・引上げ続く「宿泊税」

宿泊税は東京都や大阪府、福岡県、京都市、金沢市など複数の自治体で導入されています。今年に入ってから常滑市や熱海市などで新設され、札幌市や仙台市、松江市などでも今後導入される予定となっています。また、税額については大阪府では今月から引上げ、京都市では来年3月を目途に引き上げられる予定です。

## 税金クイズ

災害により住宅や家財に損害を受けたときは、所得税法の雑損控除を受けることができますが、対象とならない損害は、次のうちどれでしょうか？

- ① 人為による災害
- ② 盗難・横領
- ③ 詐欺・恐喝

### 【解説】

災害等によって、住宅や家財に損害を受けた場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。損失額には、災害により滅失した住宅や家財等を取壊し又は除去するために支出した金額を含みます。損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

損害を受けた資産は、納税者本人が所有する資産だけではなく、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、一定の所得要件以下の方が所有する資産も対象です。対象になるのは生活に通常必要な資産で、別荘や1個30万円を超える貴金属、書画、骨董等は含まれません。

損害の原因は、①震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害、②火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害、③害虫などの生物による異常な災害、④盗難、⑤横領に限られます。詐欺や恐喝の場合は、雑損控除は受けられません。厳しいですが、オレオレ詐欺等は対象外です。騙されたにせよ、自分の意志で金品を渡したというのが理由のようです。

なお、災害により住宅や家財にその価額の1/2以上の損害があった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除による方法もあり、雑損控除と有利な方法を選べます。  
——— 正解は、③詐欺・恐喝でした。  
(出典:国税庁ホームページ)

## KEY WORD 基準期間(令和5年)の課税売上高

インボイス発行事業者の登録をして令和5年10月1日から課税事業者となった個人事業者が、令和7年分の消費税の確定申告に当たり、その基準期間は令和5年となりますが、この場合の基準期間における課税売上高(税抜)は、免税事業者であった期間(令和5年1月~9月)の課税売上高を含みます。その免税事業者であった期間の課税売上高については、税抜処理は行わずその売上げがそのまま課税売上高となりますので、以下のとおり計算します。

例えば、①令和5年1月~9月の課税売上高が660万円、②同年10月~12月の課税売上高が440万円の場合(税率10%)、この年の課税売上高は、①660万円(そのまま計算) + ②440万円 × 100 / 110 (税抜処理) = 1,060万円です。この例の場合、1千万円を超えるので、納税額の簡易な計算である「2割特例」は適用できません。

### 森林環境税とは何ですか？

毎年6月頃、市区町村から住民税の納税通知書が届きますが、よく見ると「森林環境税」というものが課税されています。森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、人に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備を進めていくことは、国土や人の生命を守ることにつながる一方で、所有者

や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。そこで、この森林整備等の費用に充てるために、令和6年度から国内に住所のある個人に対して、住民税に上乗せし、市区町村が1人年額千円を賦課徴収しています。これが森林環境税(国税)です。課税された森林環境税は、「森林環境譲与税」として、国から全国すべての都道府県・市区町村に配分される仕組みです。

# 令和7年度税制改正 ますます進む 納税環境の電子化

平成10年に適用開始された「電子帳簿等保存制度」並びに平成16年に運用開始された「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」はその後、数々の改正と適用範囲の拡大等が行われてきました。国税・地方税を問わず、手続のデジタル化を通じて、納税者利便の向上と国税・地方税事務の効率化・簡素化が図られてきたところです。

経済取引の電子化は今後ますます進むと見込まれており、令和7年度税制改正では、これに対応した青色申告特別控除の適用要件の拡大など、納税環境整備に係る改正も行われました。今回は、改正の背景とポイントをみていきます。

## 1 青色申告特別控除の適用要件の拡大

### 改正前の制度内容

青色申告の個人事業者が青色申告特別控除を適用する場合、記帳や帳簿の保存状況等に応じて、次のように適用金額が定められていました。

- 1 正規の簿記の原則に従い記帳している事業者：55万円
- 2 優良な電子帳簿（※）を保存している事業者：65万円
- 3 電子申告をしている事業者：65万円

※優良な電子帳簿：勘定科目や金額等の訂正等の履歴が残ること、帳簿間の相互関連性があること、日付・金額・取引先ごとの検索機能があることなどの要件を全て満たした帳簿で、確定申告期限までに一

定の事項を記載した届出書を税務署に提出したものと

### 改正後

前記(2)の場合に代えて、電子取引データがデータ連携に適合したデジタルデータで送受信され、かつ、そのデータ処理と保存が自動化されているなど、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを利用した上で、「表1」に記載する要件を満たしてデータの送受信・保存をしている場合は、65万円の青色申告特別控除を適用できるようになりました。

この改正は、令和9年分以後の所得税について適用されます。

## 2 e-Tax送信における スキナ読み取り要件の見直し

### 改正前の制度内容

e-Taxの入力送信方式に対応していない申請書面や添付書面などの提出は、スキナによる読み取り等により作成したイメージデータにより送信することができません。このイメージデータの作成にあたっては、スキナによる読み取り等はカラーによることが要件とされ、またイメー

【表2】スキナ読み取り等の要件の見直し

	改正前	改正後
読み取り (イメージデータ化)	カラーによる読み取りが必要	グレースケールによる読み取りを可能とする
送信	PDF形式のファイルを送信	ファイル形式にJPEG (JPG) を追加する

ジデータを送信する際のファイル形式はPDF形式とされてきました。  
**改正後**  
e-Taxの利便性を向上させるため、読み取りと送信の際の要件が見直されました。まず、カラーによる読み取り要件が、グレースケールでの読み取り（白色から黒色までの階調が256階調以上であること）により行うこともできることとなり、緩和されました。また、送信する際のファイル形式にJPEG (JPG)形式が加えられました。【表2参照】

これらの改正のうち、グレースケールでの読み取りは令和7年4月1日から、JPEG形式による送信は令和10年1月1日から施行されます。

## 3 納税通知書等に係る eLTAX経由での送付

### 改正前の制度内容

各地方公共団体により異なる場合がありますが、納税通知書は一般的に、固定資産税・都市計画税は4月から5月に、自動車税種別割・軽自動車税種別割は5月上旬に、それぞれ郵送で送付されます。

### 改正後

固定資産税・都市計画税・自動車税種別割・軽自動車税種別割に係る納税通知書等（課税明細書や更正決定通知書、税額変更通知書、納付書等に付属する通知など）について、その通知を受けた納税者が電子データによる提供を申し出た場合、地方公共団体はeLTAX経由で副本をその納税者宛てに送信することが可能になりました。【下図参照】

本改正は、法人については令

和9年4月1日以降、個人については令和10年4月1日以降に送達するものから適用されます。

## 4 まとめ

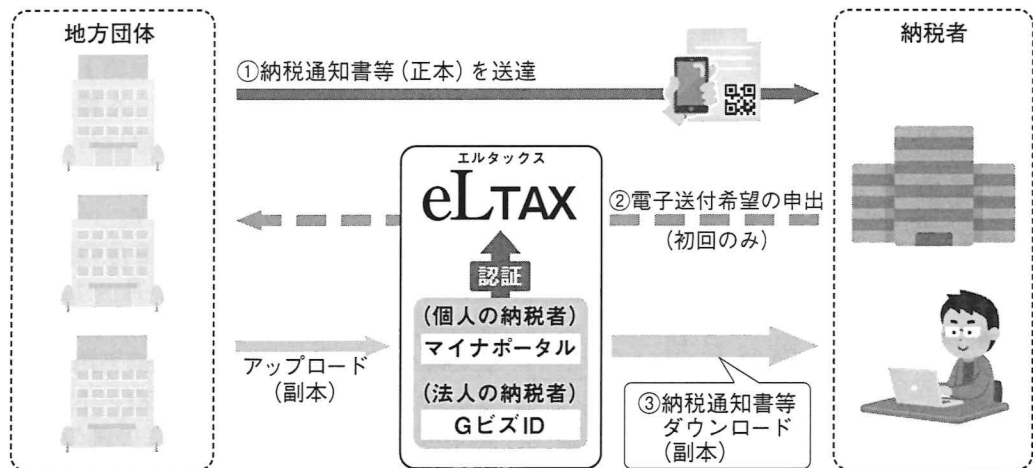
データ連携で送信されたデータの保存や処理を自動化するシステムの利用拡大は、事業者だけでなく税務官庁の事務量削減にもつながります。そのため、納税環境の電子化は今後、更に進むと考えられており、しっかりとした対応が必要です。

### 【参考資料】

財務省  
パンフレット  
「令和7年度税制改正」



【図】納税通知書等の電子的送付（イメージ）



※ 電子送付希望の申出をした翌年度以降は、（納税通知書に同封している）納付書（紙媒体）は送達されません

【表1】青色申告特別控除の適用要件の拡大

新設された送受信・保存の要件 <sup>(※1)</sup>	
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データ <sup>(※2)</sup> と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

(※1) 保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要です。  
また、電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要があります。  
(※2) 請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定されます。